

宇部市家族介護支援事業試行実施業務委託にかかる事業者募集に関する質問に対する回答について

令和7年7月23日掲載

提出いただきました質問について、以下のとおり回答します。

No.	該当資料名	項目等	質問事項	回答
1	業務委託仕様書 【安心・付き添い(訪問)】	9(2)	9(2)「少なくとも3名以上の対象者を受入れ可能な体制であること。」とありますが、委託先を5事業所程度に絞る予定がありますか。	対象者数は事業検証に必要な人数を一定数確保するための設定であり、事業者数を制限するものではありません。
2	業務体制表		事業所として引き受けようと思っておりましたが、業務体制表に記載のない訪問介護員は、業務に携わることはできませんか。	実施体制を確認するため、業務に従事する職員は全て提出してください。ただし、急病等により急遽従事者の変更が必要な場合は、事業所内の訪問介護員が交代することは可能です。その際は、交代した従事者の追加提出をお願いします。
3	業務体制表		今後、本格実施となった時に管理責任者は介護保険業務とは別に必要となりますか。考え方として生活維持型のような体制となりますか。	管理上支障がない場合は、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能と考えます。
4	各仕様書	11	会計上、委託料に消費税はかかりますか？	委託料は、消費税を含みます。